

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月21日

岩手県議会議長 渡辺 幸 貫

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、議会事務局に勤務する常勤の一般職の職員（以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 職員（次項に規定する職員を除く。）は、事務局長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合における勤務時間の割振りは、第1号によるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、議会事務局に勤務する常勤の一般職の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）（以下これらを総称して「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 <u>次条から第5条の4までに定めるもののほか</u>、職員（次項に規定する職員を除く。）は、事務局長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合における勤務時間の割振りは、第1号によるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</u></p> <p><u>第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき8時間の範囲内で、短時間勤務職員の勤務時間の割振りは1日につき8時間の範囲内で所属長が定めるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</u></p>

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第5条の2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第9条の2の規定に基づき割り振られた勤務時間中に前条第3項の規定による休憩時間を置く。

2 前条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項各号及び第2項」とあるのは、「第5条の2第1項」と読み替えるものとする。

(営利企業等への従事許可)

第11条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号以下「法」という。）第38条の規定に基づき営利企業等に従事するため許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可申請書（様式第7号）を所属長を経由して事務局長に提出しなければならない。

2 [略]

(育児休業の承認)

第11条の2 [略]

2 育児休業をしている職員は、育児休業規則第5条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。

3 前条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項各号及び第2項に規定する」とあるのは、「第5条の2第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

第5条の3 育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とするものとし、短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とすることができる。

2 前項の指定する日についての職員に対する明示は、所属長が行う。

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第5条の4 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第9条の2の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第5条第3項の規定による休憩時間を置く。

2 第5条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項各号及び第2項」とあるのは、「第5条の4第1項」と読み替えるものとする。

(営利企業等への従事許可)

第11条 職員は、法第38条の規定に基づき営利企業等に従事するため許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可申請書（様式第7号）を所属長を経由して事務局長に提出しなければならない。

2 [略]

(育児休業の承認)

第11条の2 [略]

2 育児休業をしている職員は、育児休業規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。

(育児短時間勤務の承認)

第11条の3 職員は、育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき、又は育児休業法第11条第2項において準用する育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の期間の延長の承認を受けようとするときは、育児休業規則第14条第1項に規定する育児短

時間勤務承認請求書を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。

2 育児短時間勤務をしている職員は、育児休業規則第15条において準用する育児休業規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。

(自己啓発等休業の承認)

第11条の4 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年岩手県条例第65号)第2条の規定に基づく自己啓発等休業の承認を受けようとするとき、又は同条例第7条第3項において準用する同条例第2条の規定に基づく自己啓発等休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、職員の自己啓発等休業に関する規則(平成19年岩手県人事委員会規則第38号)第4条第1項に規定する自己啓発等休業承認申請書を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。

2 自己啓発等休業をしている職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例第9条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、職員の自己啓発等休業に関する規則第6条第1項に規定する大学等課程履修(国際貢献活動)状況変更届を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。

(部分休業の承認)

第11条の5 職員は、育児休業法第19条第1項の規定に基づく部分休業の承認を受けようとするときは、育児休業規則第19条第1項に規定する部分休業承認請求書を所属長に提出しなければならない。ただし、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会が定めるものをいう。次条において同じ。)を使用する場合にあつては、別に定める方法によらなければならない。

2 部分休業をしている職員は、育児休業規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長に提出しなければならない。

(修学部分休業の承認)

第11条の6 [略]

(妊産婦の時間外労働等)

第11条の7 [略]

(部分休業の承認)

第11条の3 職員は、育児休業法第9条第1項の規定に基づく部分休業の承認を受けようとするときは、育児休業規則第9条第1項に規定する部分休業承認請求書を所属長に提出しなければならない。ただし、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会が定めるものをいう。次条において同じ。)を使用する場合にあつては、別に定める方法によらなければならない。

2 部分休業をしている職員は、育児休業規則第5条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長に提出しなければならない。

(修学部分休業の承認)

第11条の4 [略]

(妊産婦の時間外労働等)

第11条の5 [略]

様式第4号（第7条関係）

出勤簿（月分）	[略]	休暇等				[略]
		[略]	育児休業	部分休業	[略]	
	[略]					

(B3)

様式第8号の2（第11条の4関係）

[略]

様式第4号（第7条関係）

出勤簿（月分）	[略]	休暇等				[略]
		[略]	育児休業	<u>自己啓発等</u> 休業	部分休業	
	[略]					

(B3)

様式第8号の2（第11条の6関係）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。